



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成25年5月29日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、（仮称）港町プロジェクトに係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称：京浜急行電鉄株式会社 代表者：取締役社長 石渡 恒夫 所在地：東京都港区高輪2丁目20番20号</li> <li>名称：大和ハウス工業株式会社 東京本店 代表者：取締役常務執行役員 本店長 芳井 敬一 所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号</li> </ul>
	指定開発行為の名称	（仮称）港町プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第2種行為） 住宅団地の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区港町1番ほか（区域面積：約44,380㎡）
	指定開発行為の目的	共同住宅等の新設
	指定開発行為の内容	分譲共同住宅3棟 延べ面積：約163,050㎡、 建物階数：地下1階地上29階 建物高さ：約97.0m、 計画戸数：1,408戸 計画人口：4,262人
	事後調査の項目等	大気質、騒音
	環境影響評価の手続経過	平成19年 4月11日：条例環境影響評価準備書公告 平成19年 6月22日：条例見解書公告 平成19年10月31日：条例環境影響評価審査書公告 平成19年12月26日：条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	<p>期 間：平成25年5月29日（水）から 平成25年6月27日（木）まで ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>時 間：午前8時30分から午後5時まで</p> <p>上記期間中、本市ホームページにて標記事後調査報告書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html</a></p>
	縦覧場所	川崎区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <p>【意見書の提出】</p> <p>提出期限：平成25年6月27日（木） （郵送の場合は、6月27日消印有効）</p> <p>提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。</p> <p>なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。</p>
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156